

「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

○ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）（平成17年4月1日）

改正案	現行
<p>「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」について</p> <p style="text-align: center;">経済産業省商務流通保安審議官 豊永 厚志</p> <p>経済産業省は、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況を適切に把握することを目的として、電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）に基づく届出と、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特別措置法」という。）に基づく届出について、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局と各都道府県・政令市との間で情報を共有し、両制度間の連携を図って来たところである。</p> <p>今般、原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）の施行に伴い、平成24年9月19日より原子力発電工作物に関する安全規制が経済産業省と原子力規制委員会の共管となつ</p>	<p>「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」について</p> <p style="text-align: center;">経済産業省原子力安全・保安院長 松永 和夫</p> <p>経済産業省原子力安全・保安院は、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況を適切に把握することを目的として、電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号。以下「規則」という。）に基づく届出と、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特別措置法」という。）に基づく届出について、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局と各都道府県・政令市との間で情報を共有し、両制度間の連携を図って来たところである。</p> <p>今般、鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律（平成16年法律第94号）の施行に伴い、平成17年4月1日より経済産業局長が有している産業保安に係る権限が産業</p>

たこと、原子力安全・保安院の一部が商務流通保安グループに組織替えされること、また、PCB特別措置法における運用との整合性を図るなど、実効的な制度の運用を一層図る観点から、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」を別添のとおり定めることとする。

なお、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」（平成17・02・14原院第4号）については平成24年9月18日限り廃止する。

（別添）

ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）

平成24年9月19日

経 済 産 業 省

商務流通保安グループ

保安監督部長（産業保安監督部の支部長、中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長及び那覇産業保安監督事務所長を含む。以下同じ。）に移管されることから、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」を別添のとおり定めることとする。

なお、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領について」（平成16・03・26原院第9号NISA-237c-04「一」及び「電気事業法に基づく報告制度とポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく届出制度の連携について」（平成14・10・30原院第1号NISA-237a-02-2）「は平成17年3月31日限り廃止する。

（別添）

ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）

平成17年4月1日

経 済 産 業 省

原子力安全・保安院

1. 平成16年経済産業省告示第67号及び平成24年経済産業省告示第202号に基づき、電気関係報告規則第4条の表第15号の2及び同表第17号の2の届出を要する場合の欄に規定する電気工作物を次の各号に掲げるとおりとし、原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成24年経済産業省令第71号）第4条の表第18号及び同表第21号の届出を要する場合の欄に規定する電気工作物を次の第一号（柱上変圧器を除く。）、第二号、第五号及び第八号から第十二号までに掲げるとおりとすること。

- 一 変圧器（電気事業者にあつては、柱上変圧器を除く。）
- 二 電力用コンデンサー
- 三 計器用変成器
- 四 リアクトル
- 五 放電コイル
- 六 電圧調整器
- 七 整流器
- 八 開閉器
- 九 遮断器
- 十 中性点抵抗器
- 十一 避雷器
- 十二 コケール

2. 電気関係報告規則第4条の表第15号の2及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第18号の届出を要する場合については、現に設置している又は予備として有している上記1. に掲げる事業用電気工作物であつて、次の各号のいずれかに該当する場合とすること。ただし、判明した後直ちに、当該電気工作物を廃止し、電気関係報告規則第4条の表第17号の2又は

1. 平成16年経済産業省告示第67号に基づき、規則第4条の表第15号の2及び同表第17号の2の届出を要する場合の欄に規定する電気工作物を次のとおりとすること。

- 一 変圧器（電気事業者にあつては、柱上変圧器を除く。）
- 二 電力用コンデンサー
- 三 計器用変成器
- 四 リアクトル
- 五 放電コイル
- 六 電圧調整器
- 七 整流器
- 八 開閉器
- 九 遮断器
- 十 中性点抵抗器
- 十一 避雷器
- 十二 コケール

2. 規則第4条の表第15号の2の届出を要する場合については、現に設置している又は予備として有している上記1. に掲げる事業用電気工作物であつて、次の各号のいずれかに該当する場合とすること。ただし、判明した後直ちに、当該電気工作物を廃止し、同表第17号の2の届出を行う場合はこの限りではない。

原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第21号の届出を行う場合はこの限りではない。

一・二 (略)

3. 上記2. 本文の場合、電気事業者又は自家用電気工作物の設置者は、様式第1に次の事項を記入の上、遅滞なく当該電気工作物を設置している又は予備として保管している場所を管轄する産業保安監督部長（当該電気工作物が原子力発電所に属するものである場合には、経済産業大臣及び原子力規制委員会（以下「規制委員会」という。））に届け出ること。

一〇十一 (略)

4. 電気関係報告規則第4条の表第16号及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第17号の届出を要する場
合については、上記3. の届出を行ったもののうち、次の事項
のいずれかに変更があった場合とすること。

一〇五 (略)

5. 上記4. の場合、電気事業者又は自家用電気工作物の設置者は、様式第1の2に上記4. に該当する事項を記入の上、遅滞なく当該電気工作物を設置している又は予備として保管している場所を管轄する産業保安監督部長（当該電気工作物が原子力発電所に属するものである場合には、経済産業大臣及び規制委員会）に届け出ること。

6. 電気関係報告規則第4条の表第17号の2及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第21号の届出を要する場合には、上記1. に掲げる事業用電気工作物であって、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するものを廃止した場合とすること。

一・二 (略)

3. 上記2. 本文の場合、電気事業者又は自家用電気工作物の設置者は、様式第1に次の事項を記入の上、遅滞なく当該電気工作物を設置している又は予備として保管している場所を管轄する産業保安監督部長に届け出ること。

一〇十一 (略)

4. 規則第4条の表第16号の届出を要する場合には、上記3. の届出を行ったもののうち、次の事項のいずれかに変更
があった場合とすること。

一〇五 (略)

5. 上記4. の場合、電気事業者又は自家用電気工作物の設置者は、様式第1の2に上記4. に該当する事項を記入の上、遅滞なく当該電気工作物を設置している又は予備として保管している場所を管轄する産業保安監督部長に届け出ること。

6. 規則第4条の表第17号の2の届出を要する場合には、上記1. に掲げる事業用電気工作物であって、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するものを廃止した場合とすること。

7. 上記6. の場合、電気事業者又は自家用電気工作物の設置者は、様式第2に次の事項を記入の上、遅滞なく当該電気工作物が設置されていた又は予備として保管されていた場所を管轄する産業保安監督部長（当該電気工作物が原子力発電所に属するものである場合には、経済産業大臣及び規制委員会）に届け出ること。

一〇十二（略）

8. 電気関係報告規則第4条の表第19号及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第27号の届出を要する場
合については、事業用電気工作物の破損その他の事故が発生し、絶縁油が構内以外に排出された、又は地下に浸透した場合とすること。

9. 上記8. の場合、電気事業者又は自家用電気工作物の設置者は、様式第3に、当該絶縁油のポリ塩化ビフェニル含有濃度、事故の状況及び講じた措置の概要を記入の上、事故の発生後可能な限り速やかに当該電気工作物を設置している又は予備として保管している場所を管轄する産業保安監督部長（当該電気工作物が原子力発電所に属するものである場合には、経済産業大臣及び規制委員会）に届け出ること。

（削除）

（削除）

10. （略）

11. 各産業保安監督部（原子力発電工作物に係るものにあつては経済産業大臣）が電気関係報告規則及び原子力発電工作物に

7. 上記6. の場合、電気事業者又は自家用電気工作物の設置者は、様式第2に次の事項を記入の上、遅滞なく当該電気工作物が設置されていた又は予備として保管されていた場所を管轄する産業保安監督部長に届け出ること。

一〇十二（略）

8. 規則第4条の表第19号の届出を要する場合には、事業用電気工作物の破損その他の事故が発生し、絶縁油が構内以外に排出された、又は地下に浸透した場合とすること。

9. 上記8. の場合、電気事業者又は自家用電気工作物の設置者は、様式第3に次の事項を記入の上、事故の発生後可能な限り速やかに当該電気工作物を設置している又は予備として保管している場所を管轄する産業保安監督部長に届け出ること。

一 当該絶縁油がポリ塩化ビフェニルを含有していることの有
無

二 一において、含有している場合にあつては、その濃度、事故の状況及び講じた措置の概要

10. （略）

11. 各産業保安監督部が規則を運用するにあたり必要な範囲内においてPCB特別措置法の届出に係る情報の提供を求める際

係る電気関係報告規則を運用するに当たり必要な範囲内においてPCB特別措置法の届出に係る情報の提供を求める際には、別添様式を参考に各都道府県・政令市に情報の提供を依頼するとともに、各都道府県・政令市より電気関係報告規則及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則に係る情報の提供を求められた場合には、速やかに提出することとする。

(別添様式) (略)

(別表)

電気工作物の種類	製造者名	表示記号等
変圧器	株式会社 愛知電機 工作所	・変圧器不燃性油 (1965年以前製造のもの) ・不燃油変圧器 (1966年以降製造のもの) ・冷却方式 L N A N (1966年以降製造のもの)
	富士電機 製造株式 会社	・富士不燃性合成絶縁油入、富士シンクロール油入、不燃性油入、カネクロール油入

には、別添様式を参考に各都道府県・政令市に情報の提供を依頼するとともに、各都道府県・政令市より規則に係る情報の提供を求められた場合には、速やかに提出することとする。

(別添様式) (略)

(別表)

電気工作物の種類	製造者名	表示記号等
変圧器	株式会社 愛知電機 工作所	変圧器不燃性油 (1965年以前製造のもの) ・不燃油変圧器 (1966年以降製造のもの) ・冷却方式 L N A N (1966年以降製造のもの)
	富士電機 製造株式 会社	富士不燃性合成絶縁油入、富士シンクロール油入、不燃性油入、カネクロール油入

株式会社 日立製作所	・ J (型式中、「J」が含まれるもの)
北陸電機 製造株式会社	・ 不燃性油入、不燃性絶縁油入、カネクロール油入、富士シンクロール油入、不燃性合成絶縁油入変圧器
株式会社 明電舎	・ A (型式中、ハイフンの前の群に「A」が含まれるもの(ただし、ハイフンが含まれないものもある。)) (NIFA' NIFAX' NIKAX' NILAX' NIRAX' NIRGAX' NIRSAX' NIRSGAX' NITA' NITAX' NITSAX' NORAX' NORAXY' NORAXY' NOTAX' NOTAX' 等)
三菱電機 株式会社	・ 不燃性油入
日新電機 株式会社	・ 不燃油入、AF式
大阪変圧器株式会社	・ 不燃油入、不燃油使用

株式会社 日立製作所	J (型式番号中に「J」が含まれるもの)
北陸電機 製造株式会社	不燃性油入、不燃性絶縁油入、カネクロール油入、富士シンクロール油入、不燃性合成絶縁油入変圧器
株式会社 明電舎	A (型式番号中、ハイフンの前の群に「A」が含まれるもの) (NITAX' NIKAX' NIRSAX' NITSAX' NITAX' NIRAX' NIRGAX' NIRSGAX' NORAX' NORSAXY' NOTAX' NORAXY' NIFA' NIFAX' NILAX' 等)
三菱電機 株式会社	不燃性油入
日新電機 株式会社	不燃油入、AF式
大阪変圧器株式会社	不燃油入、不燃油使用

電力用						
株式会社	製作所 西島電機株式会社	中国電機製造株式会社	東京芝浦電気株式会社	東光電気株式会社	株式会社 高岳製作所	株式会社 高岳製作所
・TPB	・不燃性油入	・不燃性油入	・不燃性絶縁油入 ・L（冷却方式が「L」で始まるもの） ・S（型式中、ハイフンの前の群が「S」で始まるもの。ただし、「SI」で始まるもの及び型式SH-5〜20を除く。） ・S（型式中、ハイフンの後の群が「S」で始まるもの。ただし、HCTR-S1〜S21、HCR-S1〜S21を除く。）	・不燃性油入	・不燃性油入 ・U（型式中、「U」が含まれるもの、ただし「UM」の記載品は除く）	・不燃性油入 ・U（型式中、「U」が含まれるもの、ただし「UM」の記載品は除く）

電力用						
株式会社		中国電機製造株式会社	東京芝浦電気株式会社	東光電気株式会社	株式会社 高岳製作所	株式会社 高岳製作所
TPB、J（型式番号中に「J」が含まれ		不燃性油入	・不燃性絶縁油入 ・S（型式番号が「S」で始まるもの） ただしSIで始まるもの及び型式SH-5〜20を除く） ・型式番号がEPT-Sのもの ・「（冷却方式が「L」で始まるもの） 参考）型式番号表示で「S」を使用しているHCTR-S1〜S21、HCR-S1〜S21は対象ではない	不燃性油入	U（型式番号中に「U」が含まれるもの、ただし「UM」の記載品は除く）、不燃性油入	U（型式番号中に「U」が含まれるもの、ただし「UM」の記載品は除く）、不燃性油入

		コンデンサー	
日立製作所	日立コンデンサ株式会社	・J (型式中、「J」が含まれるもの)	・DF CAPACITOR、DF式コンデンサ
マルコン電子株式会社	・不燃性油入、NON-INFLAMMABLE LIQUID、シバノール入、DFコンデンサ		
二井蓄電器株式会社	・型式が、CD、D、DF、FCD、FCDE、MCD、NCD、NH、FD、NL、NLD、NLDC、PFCDE、SD、SDAB、SDB、SDR、SRT-AINR、SRT、SR、SSD、AD、AF、AK、AST、A、ED、EDF、EDS、FC、SSDS、SDF、SP、		
東京電器株式会社	で示されるもの(ただし、は数字(群)はハイフンを示す)		
松下電器産業株式会社	・AF式		

		コンデンサー	
日立製作所	日立コンデンサ株式会社	DF CAPACITOR、DF式コンデンサ	るもの
マルコン電子株式会社	表示に、PFC、NH、DF、NL、NLDC、不燃性油入、シバノール入と示されているもの		
二井蓄電器株式会社	または型式が、CD、MCD、NCD、FCD、SSD、SD、D、SDAB、SDB、SDR、FCD、FCDE、SSDS、SDF、AK、AD、AST、SRT-AINR、SRT、SR、ED、EDS、EDF、AF、A (ただし、は数字(群)、はハイフンを示す)で示されるもの		
東京電器株式会社			
松下電器産業株式会社	AF式		

三菱電機株式会社	日本コンデンサ工業株式会社	関西二井株式会社	日新電機株式会社	株式会社指月電機製作所
・不燃性油入 ・KAF、KAL、KAP、KBF、KB P、KEF、KEP、KGL、KL-1、 KL-2、KL-3、KUF、KUP、K TP	・DF式 ・AIB、HPP、SAD、SAT、S F、SFAI、SPF、TCB、TCS、T EB、TES、TPA、TPB、TPE、 TPF、TPEI、TPFI		・AF式、AFP式、不燃性油含浸、三塩 化ビフェニール含浸、五塩化ビフェニール 含浸	・不燃性油入、DF、DF式、LV-1、 LOWVACAPACITOR、PL、 PPA、SAK、THK ・型式が、AK、AL、BK、BL、CK 、CL、DK、DL、FK、FL、HFT 、HTG、KK、KL、KTD、KTM、 KTT、KTU、P、RAK、R AS、RDF、RMO、RWO、RZO、

三菱電機株式会社	日本コンデンサ工業株式会社	関西二井株式会社	日新電機株式会社	株式会社指月電機製作所
KL-1、KL-2、KL-3、KUF、 KAF、KBF、KEF、KUP、KAP 、KBP、KEP、KTP、KAL、KG L、不燃性油入	SPF、TPF、TPA、TPB、TPE 、SAD、SAT、HPP、SF、TCS 、TCB、AIB、TES、TEB、S F、AI、TPFI、TPEI、DF式		AF式、AFP式、不燃性油含浸、三塩化 ビフェニール含浸、五塩化ビフェニール含 浸	THK、LV-1、SAK、PPA、PL 、DF、DF式、不燃性油入、LOWVA CAPACITOR、または型式記号が 、AK、AL、BK、BL、CK、CL、 DK、DL、FK、FL、HFT、HTG 、KK、KL、KTD、KTM、KTTQ、 KTT、KTU、P、RAK、RAS、R DF、RMO、RWO、RZO、SAK、

計器用						
富士電機	古河電気工業株式会社	中国電機製造株式会社	東京芝浦電気株式会社	株式会社	株式会社	株式会社
・ 不燃性油入、富士シンクロール油入、富	・ 不燃性油、不燃性、AF式不燃性油入	・ 不燃性油入	・ 不燃性絶縁油入、シバノール、CD、PFCD ・S（型式中、ハイフンの前の群が「S」で始まるもの）	・ 不燃性絶縁油式、油入D式、不燃性絶縁油含式、不燃油絶縁式、塩化ビフェニール式、不燃性絶縁油式 ・ 型式が、A、B、C、D、E、Fで始まるもの	・ 不燃性絶縁油、油入D式、不燃性絶縁油含式、不燃油絶縁式、塩化ビフェニール式、不燃性絶縁油式 ・ 型式が、A、B、C、D、E、Fで始まるもの	S A K、S A S、S T D、S T M、S T Q、S T T、S T U、T H K、T H S、Z A、Z H、Z Jで始まるもの（ただし、P F、P H F、P O M P、P P K、P P Mで始まるものは除く。）

計器用						
富士電機	古河電気工業株式会社	中国電機製造株式会社	東京芝浦電気株式会社	株式会社	株式会社	株式会社
不燃性油入、富士シンクロール油入、富士	不燃性油、不燃性、AF式不燃性油入	不燃性油入	S（型式番号が「S」で始まるもの）、不燃性絶縁油入、PFCD、CD、シバノール	・ 不燃性絶縁油式、油入D式、不燃性絶縁油含式、不燃油絶縁式、塩化ビフェニール式、不燃性絶縁油式、 または型式記号が、A、B、C、D、E、Fで始まるもの	・ 不燃性絶縁油、油入D式、不燃性絶縁油含式、不燃油絶縁式、塩化ビフェニール式、不燃性絶縁油式、 または型式記号が、A、B、C、D、E、Fで始まるもの	S A S、S T D、S T M、S T Q、S T T、S T U、T H K、T H S、Z A、Z H、Z Jで始まるもの（ただし、P F、P H F、P P M、P P K、P O M Pで始まるものは除く）

変成器											
製造株式 会社	士不燃性合成絶縁油入、ポリ塩化ビフェニ ル使用	株式会社 日立製作 所	・J (型式中、「J」が含まれるもの)	株式会社 明電舎	・A (型式中、ハイフンの前の群に「A」 が含まれるもの) (CAPX、CNPA、PAX、PAX E、等)	三菱電機 株式会社 H S F、T A、T H F	・C F、C L F、C N F、C S F、F H、 H S F、T A、T H F	日新電機 株式会社 ・不燃油入、A F式 ・A (型式が「A」で始まるもの)	株式会社 高岳製作 所	・1957年から1958年製造のもの (計器用変圧器または接地型計器用変圧器) 、1958年から1959年製造のもの (計器用変流器)	東光電気 株式会社 ・不燃性油入

変成器											
製造株式 会社	不燃性合成絶縁油入、ポリ塩化ビフェニ ル使用	株式会社 日立製作 所	J (型式番号中に「J」が含まれるもの)	株式会社 明電舎	A (型式番号中、ハイフンの前の群に「A」 が含まれるもの) (PAX、PAXE、CAPX、CNPA X、等)	三菱電機 株式会社 L F、T A、H S F	F H、C S F、C F、T H F、C N F、C L F、T A、H S F	A (型式記号が「A」で始まるもの)、不 燃油入、A F式	株式会社 高岳製作 所	1957年から1958年製造のもの (計器用変圧 器または接地型計器用変圧器)、1958年か ら1959年製造のもの (計器用変流器)	東光電気 株式会社 不燃性油入

			リアクトル	
東京芝浦電気株式会社	・不燃性絶縁油入 ・S（型式中、ハイフンの後の群が「S」で始まるもの）	富士電機製造株式会社 ・不燃性油入、富士不燃性合成絶縁油入、富士シンクロール油入	株式会社 日立製作所	株式会社 明電舎
				三菱電機株式会社
				・不燃性油入 ・1968年から1970年製造のものであつて、型式が、Z313655、Z313656、Z313657、Z31365

			リアクトル	
東京芝浦電気株式会社	S（型式番号中、ハイフンの後の群が「S」で始まるもの）、不燃性絶縁油入	富士電機製造株式会社 富士不燃性合成絶縁油入、富士シンクロール油入、不燃性油入	株式会社 日立製作所	株式会社 明電舎
				三菱電機株式会社
				不燃性油入、Z313655、Z313656、Z313657、Z313658、Z377819

放電コイル								
東京芝浦	日新電機株式会社	製作所 西島電機株式会社	古河電気工業株式会社	東京芝浦電気株式会社	日新電機株式会社	デンサ工業株式会社	日本コン	
・不燃性絶縁油入	・不燃油入、AF式	・不燃性油入	・不燃性油、不燃性、AF式不燃性油入	・不燃性絶縁油入 ・S（型式中、ハイフンの後の群が「S」で始まるもの）	・不燃油入、AF式		・SRD、SD	
							8、Z377819のもの	

放電コイル								
東京芝浦	日新電機株式会社		古河電気工業株式会社	東京芝浦電気株式会社	日新電機株式会社	デンサ工業株式会社	日本コン	
S（型式番号中、ハイフンの後の群が「S	不燃油入、AF式		不燃性油入、不燃性油、不燃性	「S（型式番号中、ハイフンの後の群が「S」で始まるもの）、不燃性絶縁油入	AF式、不燃油入		SRD、SD	

整流器	整流器	電圧調	イル、	放電コ	トル、	リアク	成器、	器用変	ー、計	デンサ	用コン	、電力	く。	器を除	状変圧	ては柱	にあつ	事業者	(電気	変圧器	ング	ブッシ			
																			東京芝浦	電気株式			会社		
																								電気株式	
																								以下 の条件 を全て 満たす もの (製造 年及び 型式は 、ブッシ ング本 体の銘 板で確 認する こと)。 ・1966 年から 1972年 製造の もの (一部 1973年 製造の ものも 含む) ・変圧器 用若し くは壁 貫通用 のもの ・コンサ ベータ 及び油 面計を 付属し ていな いもの ・型式が 、MEHW 、MEHW 2、MEH WR、ME W、MEW Y、MHW 、MHW Y、MKE H1、MKE H2、MK H、M Wで始 まるもの	・S (型式 中、ハイ フンの後 の群が「 S」 で始まる もの)

電気株式	「で始まるもの」、不燃性絶縁油入
------	------------------

の	れ	構	な	一	ブ	F	器	、	抵	中	断	器	、	開
る	成	な	体	ル	ケ	ケ	、	抗	性	器	、	遮	閉	
も	さ	っ	と	と	ー	ー	雷	器	点	、	、			

様式第1

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の使用（設置・予備品保管）

届出書

年 月 日

殿

住所〒

氏名（法人にあつては名称及び代表者の

氏名）印

電気事業法電気関係報告規則第4条の表第15号の2（又は原
子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第18号）の

様式第1

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の使用（設置・予備品保管）

届出書

年 月 日

殿

住所〒

氏名（法人にあつては名称及び代表者の

氏名）印

電気事業法電気関係報告規則第4条の表第15号の2の規定に
より、経済産業大臣が告示する電気工作物の使用（設置・予備品

規定により、経済産業大臣（又は経済産業大臣及び原子力規制委員会）が告示する電気工作物の使用（設置・予備品保管）について届け出ます。

（略）

備考（様式第1）

1. ～3. （略）

4. 製造者名には、以下の製造者に対応する番号を記載すること。ただし、(24) 其他を選択した場合は、具体的な製造者名をその他参考となるべき事項の欄に記載すること。

(1) ～ (22) （略）

(23) 株式会社西島電機製作所

(24) 其他

5. ～8. （略）

様式第1の2

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物変更届出書

年 月 日

殿

住所〒

氏名（法人にあつては名称及び代表者の

氏名）印

電気事業法電気関係報告規則第4条の表第16号（又は原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第19号）の規定により、電気関係報告規則第4条の表第15号の2（又は原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第18号）の電気工作物の変更について届け出ます。

保管）について届け出ます。

（略）

備考（様式第1）

1. ～3. （略）

4. 製造者名には、以下の製造者に対応する番号を記載すること。ただし、(23) 其他を選択した場合は、具体的な製造者名をその他参考となるべき事項の欄に記載すること。

(1) ～ (22) （略）

(新設)

(23) 其他

5. ～8. （略）

様式第1の2

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物変更届出書

年 月 日

殿

住所〒

氏名（法人にあつては名称及び代表者の

氏名）印

電気事業法電気関係報告規則第4条の表第16号の規定により、同表第15号の2の電気工作物の変更について届け出ます。

(略)

様式第2

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物廃止届出書

年 月 日

殿

住所〒

氏名(法人にあつては名称及び代表者の

氏名)印

電気事業法電気関係報告規則第4条の表第17号の2(又は原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第21号)の規定により、経済産業大臣(又は経済産業大臣及び原子力規制委員会)が告示する電気工作物の廃止について届け出ます。

(略)

備考(様式第2)

1. 3. (略)

4. 製造者名には、以下の製造者に対応する番号を記載すること。ただし、(24)その他を選択した場合は、具体的な製造者名をその他参考となるべき事項の欄に記載すること。

(1) 3. (22) (略)

(23) 株式会社西島電機製作所

(24) その他

5. 廃止の内容には、廃止理由が「損壊・焼損」の場合には、事故の概要及び事故後の処理を、「その他」の場合には、その概要を記載すること。ただし、「損壊・焼損」の場合、電気関係報告規則第4条の表第19号(又は原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第27号)に基づき報告を行った

(略)

様式第2

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物廃止届出書

年 月 日

殿

住所〒

氏名(法人にあつては名称及び代表者の

氏名)印

電気事業法電気関係報告規則第4条の表第17号の2の規定により、経済産業大臣が告示する電気工作物の廃止について届け出ます。

(略)

備考(様式第2)

1. 3. (略)

4. 製造者名には、以下の製造者に対応する番号を記載すること。ただし、(23)その他を選択した場合は、具体的な製造者名をその他参考となるべき事項の欄に記載すること。

(1) 3. (22) (略)

(新設)

(23) その他

5. 廃止の内容には、廃止理由が「損壊・焼損」の場合には、事故の概要及び事故後の処理を、「その他」の場合には、その概要を記載すること。ただし、「損壊・焼損」の場合、電気関係報告規則第4条の表第19号に基づき報告を行った、又は行う予定の場合には、その旨を記載し、具体的な記載は

、又は行う予定の場合には、その旨を記載し、具体的な記載は省略可能とすること。

6. 〽 8. (略)

様式第3

電気工作物の絶縁油漏洩に係る事故届出書

年 月 日

殿

住所 〒

氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名) [印]

電気事業法電気関係報告規則第4条の表第19号(又は原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第27号)の規定により、電気工作物の絶縁油漏洩に係る事故について届け出ます。

種類	連絡先	事業場の所在地	事業場の名称
定格			
製造者名		〒	
型式			
使用状態			
製造年月			
設置年月			
個数			

省略可能とすること。

6. 〽 8. (略)

様式第3

電気工作物の絶縁油漏洩に係る事故届出書

年 月 日

殿

住所 〒

氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名) [印]

電気事業法電気関係報告規則第4条の表第19号の規定により、電気工作物の絶縁油漏洩に係る事故について届け出ます。

種類	連絡先	事業場の所在地	事業場の名称
定格			
製造者名		〒	
型式			
使用状態			
製造年月			
設置年月			
個数			

備考（様式第3）

	(その他参考となるべき事項)	講じた措置	事故の状況	ポリ塩化ビフェニルの含有濃度	発生日時	
					復旧日時	

備考（様式第3）

	(その他参考となるべき事項)	講じた措置	事故の状況	無（濃度）	発生日時	
				1..有（ ）	復旧日時	
						2..無

1. ～ 3. (略)

4. 製造者名には、以下の製造者に対応する番号を記載すること。ただし、(23)その他を選択した場合は、具体的な製造者名をその他参考となるべき事項の欄に記載すること。

(1) ～ (22) (略)

(23) 株式会社西島電機製作所

(24) その他

5. 使用状態の欄は、本報告を行う時点における電気関係報告規則第4条〔又は原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条〕に基づく届出の内容を記載すること。ただし、その後電気関係報告規則第4条第17号の2〔又は原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条第21号〕に基づく届出をする予定がある場合には、その旨をその他参考となるべき事項の欄にも記載すること。

6. ～ 10. (略)

ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用している電気工作物の報告に係る関係法令の解釈について

(別紙)

1. ～ 3. (略)

4. 製造者名には、以下の製造者に対応する番号を記載すること。ただし、(23)その他を選択した場合は、具体的な製造者名をその他参考となるべき事項の欄に記載すること。

(1) ～ (22) (略)

(新設)

(23) その他

5. 使用状態の欄は、本報告を行う時点における電気関係報告規則第4条に基づく届出の内容を記載すること。ただし、その後電気関係報告規則第4条第17号の2に基づく届出をする予定がある場合には、その旨をその他参考となるべき事項の欄にも記載すること。

6. ～ 10. (略)

ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用している電気工作物の報告に係る関係法令の解釈について

(別紙)

【電気関係報告規則第2条の表第6号】

ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する柱上変圧器の使用状況調査年報（当該機器を有する場合に限る。）

1. 目的

電気事業者が設置する柱上変圧器に関しては、台数が膨大であることから、実効的な制度の運用を図りつつ、適切に把握するため、年1回の定期報告として平成16年3月1日付けで、電気関係報告規則第2条の表第6号の「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する柱上変圧器の使用状況調査年報（当該機器を有する場合に限る。）」を届出の対象として追加したもの。

2. 運用上の解釈

絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料1kgにつき0.5mg以下である絶縁油を使用する電気工作物については、報告の対象外とする。

また、地上設置形変圧器及び地下設置形変圧器並びに柱上変圧器（自家用電気工作物を設置する者に限る。）については、電気関係

【電気関係報告規則第2条の表第6号】

ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する柱上変圧器の使用状況調査年報（当該機器を有する場合に限る。）

1. 目的

電気事業者が設置する柱上変圧器に関しては、台数が膨大であることから、実効的な制度の運用を図るため、年1回の定期報告として旧電気関係報告規則第2条の表第一号の「電気事業関係設備年報」の第4表の「配電線路」の配電用変圧器の欄に使用中の総台数及び総容量を記載することとしたため、当該届出制度の対象からは除外した。

平成16年3月1日付けで、電気関係報告規則（以下「規則」という。）の一部改正を行い、その内、電気事業者が設置するポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する柱上変圧器の使用状況については、引き続き適切に把握するため、新たに改正電気関係報告規則第2条の表第6号の「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する柱上変圧器の使用状況調査年報（当該機器を有する場合に限る。）」を届出の対象として追加したもの。

2. 運用上の解釈

地上設置形変圧器及び地下設置形変圧器並びに柱上変圧器（自家用電気工作物を設置する者に限る。）については、規則第2条の表

報告規則第2条の表第6号の規定に基づく報告の対象ではなく、電気関係報告規則第4条第15号の2の規定に基づく届出の対象とする。

なお、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する柱上変圧器を設置する電気事業者において、毎年3月31日現在で、当該機器を全て廃止した場合には、翌年度以降、当該報告を要しないものとする。

【平成16年経済産業省告示第67号及び平成24年経済産業省告示第202号】

(略)

原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成二十四年経済産業省令第71号）第四条の表第十八号及び第二十一号の届出を要する場合の欄の規定に基づき、別に告示する電気工作物を次のように定め、平成二十四年九月十九日から施行する。

原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第四条の表第十八号及び第二十一号の届出を要する場合の欄に規定する電気工作物は、次に掲げる電気工作物とする。

- 一 変圧器
- 二 計器用変成器
- 三 放電コイル
- 四 開閉器
- 五 遮断器

第6号の規定に基づく報告の対象ではなく、電気関係報告規則第4条第15号の2の規定に基づく届出の対象とする。

なお、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する柱上変圧器を設置する電気事業者において、3月31日現在で、当該機器を全て廃止した場合には、翌年度以降、当該報告を要しないものとする。

【平成16年経済産業省告示第67号】

(略)

(新設)

- 六 中性点抵抗器
- 七 避雷器
- 八 OFケーブル

1. (略)

2. 運用上の解釈

電気関係報告規則第4条の表第15号の2及び同表第17号の2の届出を要する電気工作物は、事業用電気工作物(電気事業の用に供する電気工作物及び自家用電気工作物)のうち、次の各号に掲げるものとし、原子力発電電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第18号及び同表第21号の届出を要する電気工作物を次の第一号(柱上変圧器を除く。)、第三号、第五号、第八号から第十二号までに掲げるとおりとする。

なお、ブッシング、電圧調整器等の装置が当該電気工作物と一体となつて構成されている場合で、当該電気工作物にポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油が使用されていないもの、当該装置にポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油が使用されている場合には、当該電気工作物の届出の対象とする。

一 変圧器(電気事業者にあつては、柱上変圧器を除く。)

(略)

二 電力用コンデンサー

(略)

三 計器用変成器

(略)

四 リアクトル

(略)

1. (略)

2. 運用上の解釈

届出を要する電気工作物は、事業用電気工作物(電気事業の用に供する電気工作物及び自家用電気工作物)のうち、次のものとする。

なお、ブッシング、電圧調整器等の装置が当該電気工作物と一体となつて構成されている場合で、当該電気工作物にポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油が使用されていないもの、当該装置にポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油が使用されている場合には、当該電気工作物の届出の対象とする。

一 変圧器(電気事業者にあつては、柱上変圧器を除く。)

(略)

二 電力用コンデンサー

(略)

三 計器用変成器

(略)

四 リアクトル

(略)

- 五 放電コイル (略)
- 六 電圧調整器 (略)
- 七 整流器 (略)
- 八 開閉器 (略)
- 九 遮断器 (略)
- 十 中性点抵抗器 (略)
- 十一 避雷器 (略)
- 十二 コケール (略)

【電気関係報告規則第4条の表第15号の2、同表第16号及び同表第17号の2並びに原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第18号、同表第19号及び同表第21号】

電気関係報告規則第四条の表
十五の二〜十七の二 (略)

- 五 放電コイル (略)
- 六 電圧調整器 (略)
- 七 整流器 (略)
- 八 開閉器 (略)
- 九 遮断器 (略)
- 十 中性点抵抗器 (略)
- 十一 避雷器 (略)
- 十二 コケール (略)

【電気関係報告規則第4条の表第15号の2、同表第16号及び同表第17号の2】

十五の二〜十七の二 (略)

原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第四条の表

十八 現に設置している又は予備として有している別に告示する原子力発電工作物であつてポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するものであることが判明した場合（直ちに、当該原子力発電工作物を廃止し、第二十一号の届出をする場合を除く。）

十九 第一号若しくは第二号の施設、第三号、第四号、第六号若しくは第十五号の二の電気工作物又は騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物であつて同法第二条第一項の特定施設に該当するものを設置する者の氏名若しくは名称、住所若しくは法人にあつてはその代表者の氏名若しくは工場若しくは事業場の名称若しくは所在地（第十五号の二の電気工作物を設置している又は予備として有している者にあつては代表者の氏名を除く。）又は第十五号の二の電気工作物の設置若しくは予備の別に変更があつた場合

二十一 別に告示する原子力発電工作物であつてポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するものを廃止した場合

1. 目的 (略)

2. 運用上の解釈

0. 絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料1kgにつき5mg以下である絶縁油を使用する電気工作物については、届出の対象外とする。

(新設)

1. 目的 (略)

2. 運用上の解釈

また、電気事業法第55条の2第1項の規定によりポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物を設置する者の地位を承継した場合、同条第2項の規定に基づく届出を行うことで、同行為に關し、電気関係報告規則第4条の表第15号の2、同表第16号及び同表第17号の2並びに原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第18号、同表第19号及び同表第21号の規定による届出を要しないものとする。

また、当該電気工作物について他の者に譲り渡す、又は他の者から譲り受ける場合、前者は電気関係報告規則第4条の表第17号の2及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第21号の規定による届出を、後者は電気関係報告規則第4条の表第15号の2及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第18号の規定による届出を要するものとする。

なお、記載方法については、様式第1、様式第1の2及び様式第2の備考欄によるものとする。

【電気関係報告規則第4条の表第19号及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第27号】

電気関係報告規則第四条の表

十九 (略)

原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第四条の表

二十七 原子力発電工作物の破損その他の事故が発生し、絶縁油が構内以外に排出された、又は地下に浸透した場合

電気事業法第55条の2第1項の規定によりポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物を設置する者の地位を承継した場合、同条第2項の規定に基づく届出を行うことで、同行為に關し、規則第4条第15号の2、同表第16号及び同表第17号の2の規定による届出を要しないものとする。

また、当該電気工作物について他の者に譲り渡す、又は他の者から譲り受ける場合、前者は同表第17号の2の規定による届出を、後者は同表第15号の2の規定による届出を要するものとする。

なお、記載方法については、様式第1、様式第1の2及び様式第2の備考欄によるものとする。

【電気関係報告規則第4条の表第19号】

十九 (略)

(新設)

1. 目的 (略)

2. 運用上の解釈

「破損その他の事故」とは、電気関係報告規則第1条第2項第3号及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第1条第2項第3号に規定する破損事故に加え、いかなる原因であつても絶縁油が当該電気工作物から漏洩した状態にある場合を指している。

「構内以外に排出された」場合とは、一般公衆が容易に触れることができるところに排出されたことを指しており、さく、へい等により区切られた発電所並びに変電所、開閉所及びこれらに準ずる場所の構内及び取扱者以外の者が通常立ち入ることできない屋内の電気室等に排出された場合はこれに該当しないものとする。

「地下に浸透した場合」とは、変電所における変圧器の防油堤内の漏洩及び地中電線路におけるマンホール内の漏洩など当該電気工作物以外の他の工作物によりそれ以上浸透しない等絶縁油を回収することが可能な場合を除き、地表から地中に浸透した場合を指している。

したがって、破損その他の事故に該当する場合であっても、構内以外に排出されたとき又は地下に浸透したときのいずれにも該当しないときは、届出の対象としないものとする。

また、絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料1kgにつき0.5mg以下である絶縁油を使用する電気工作物については、届出の対象外とする。

なお、記載方法については、様式第3の備考欄によるものとする。

1. 目的 (略)

2. 運用上の解釈

「破損その他の事故」とは、規則第1条第2項第3号に規定する破損事故に加え、いかなる原因であつても絶縁油が当該電気工作物から漏洩した状態にある場合を指している。

「構内以外に排出された」場合とは、一般公衆が容易にふれることができるところに排出されたことを指しており、さく、へい等により区切られた発電所並びに変電所、開閉所及びこれらに準ずる場所の構内及び取扱者以外の者が通常立ち入ることできない屋内の電気室等に排出された場合はこれに該当しないものとする。

「地下に浸透した場合」とは、変電所における変圧器の防油堤内の漏洩及び地中電線路におけるマンホール内の漏洩など当該電気工作物以外の他の工作物によりそれ以上浸透しない等絶縁油を回収することが可能な場合を除き、地表から地中に浸透した場合を指している。

したがって、破損その他の事故に該当する場合であっても、構内以外に排出されたとき又は地下に浸透したときのいずれにも該当しないときは、届出の対象としないものとする。

なお、記載方法については、様式第3の備考欄によるものとする。